

土浦市水防計画

土浦市

目 次

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	水防の責任	1
第3節	土浦市水防計画	2
第2章	水防組織	
第1節	警戒体制	3
第2節	水防本部	3
第3章	監視、警戒及び重要水防区域	
第1節	監視警戒	7
第2節	重要水防区域及び箇所	7
第4章	水門等の操作と排水機の運転	
第1節	水門の操作	9
第2節	排水機の運転	9
第3節	関係者への通報	9
第5章	器具、資材及び設備運用並びに輸送	
第1節	器具、資材及び設備の整備	10
第2節	輸送の確保	11
第6章	通信連絡	
第1節	通信連絡	11
第2節	通信連絡施設の整備強化	11
第7章	洪水予報	
第1節	気象台が発表、または伝達する注意報及び警報	12
第2節	国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報	12
第3節	茨城県と気象庁が共同で洪水予報	13
第8章	観測通報	
第1節	雨量の観測及び通報	14
第2節	水位の通報	14
第9章	水防警報	
第1節	国土交通大臣が行う水防警報	15
第2節	知事が行う水防警報	16
第10章	水防機関の活動	
第1節	水防配備体制	17
第2節	水防信号及び標識	18
第3節	水防作業	20
第4節	水防活動時の安全対策	20
第5節	公用負担	20
第6節	避難計画	22
第7節	水防解除	22
第11章	水防機関の活動	
第1節	決壊時の通報	23
第2節	決壊後の処置	23
第12章	協力応援	
第1節	市町村間における通報連絡	23
第2節	相互応援	23
第3節	体制強化	24
第4節	河川管理者の協力	25
第13章	水防報告	
第1節	緊急報告	25
第2節	水防活動実施報告	26
第14章	その他	
第1節	費用負担	26
第2節	水防訓練	26
付 図		27

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条の規定及び茨城県水防計画に基づき、土浦市管内の河川・湖沼の洪水等による水害を警戒及び防ぎよし、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 水防の責任

1 水防管理団体としての責任（法第 3 条関係）

（1）責 務

法第 4 条の規定に基づき茨城県知事から水防管理団体として指定（昭和 37 年 2 月 5 日茨城県告示第 102 号）された市は、水防計画を定め、それに基づき管轄区域内の水防活動が十分行われるよう次の事項を実施し、その責任を果たさなければならない。

（ア）消防団の設置（法第 5 条）

（イ）消防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）

（ウ）平常時における河川等の巡視（法第 9 条）

（エ）水位の通報（法第 12 条第 1 項）

（オ）水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の 2 第 2 項）

（カ）内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の 2）

（キ）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）

（ク）避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）

（ケ）避難確保計画を作成していないよう配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）

（コ）浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）

（サ）予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）

（シ）消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）

（ス）緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）

（セ）警戒区域の設定（法第 21 条）

（ソ）警察官の援助の要求（法第 22 条）

（タ）他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）

（チ）堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）

（ツ）公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）

- (テ) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (ト) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (ナ) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (ニ) 水防協議会の設置（法第 34 条）
- (ヌ) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (ネ) 水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- (ノ) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (ハ) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (ヒ) 消防事務との調整（法第 50 条）

2 居住者等の水防義務（法 24 条、法 27 条関係）

水防管理者又は消防機関の長から、水防のためやむを得ない必要があるとして水防活動の従事要請を受けた区域内に居住する者、または水防の現場にある者は、水防活動及び水防通信に進んで協力援助しなければならない。

第 3 節 土浦市水防計画（法第 33 条関係）

1 土浦市水防計画

土浦市水防管理団体は、法第 33 条の規定により茨城県水防計画に応じた土浦市水防計画を定め、茨城県知事に届け出なければならない。

なお、計画を変更した場合も同様とする。

2 土浦市水防タイムライン

土浦市水防管理団体は水防計画を基に、土浦市水防タイムラインを策定し、確実な水防体制の構築に努めるものとする。

別表 1（32 頁）参照

3 土浦市水害対応チェックリスト

土浦市水防管理団体は水防計画を基に、土浦市水害対応チェックリストを策定し、確実な水防体制の構築に努めるものとする。

別表 2（33 頁）参照

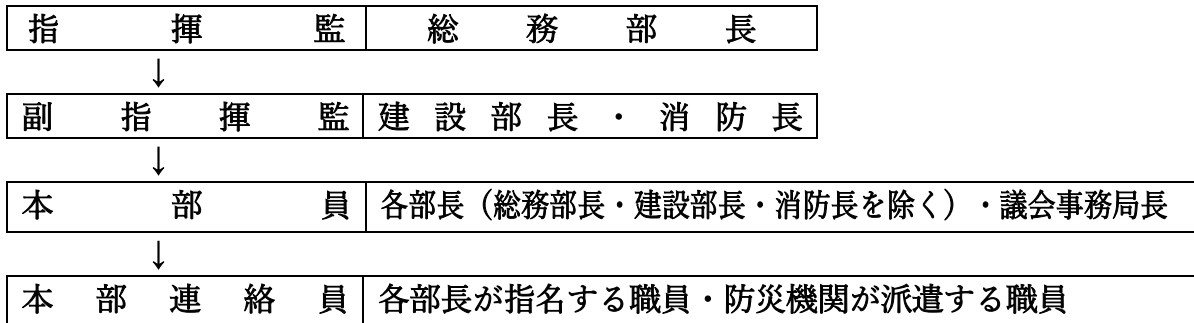
第2章 水防組織

第1節 警戒体制

1 水防管理者は、次に定める事項に該当する場合は、市役所内に警戒態勢を敷き、総務部長を指揮監として気象情報を収集させるとともに、河川の増水状況及び危険箇所（重要水防箇所等）の警戒を行わせる。その所掌事務については、総務部防災危機管理課が担当し、消防本部と連携して水防事務を処理する。

- (1) 法第10条第1項並びに気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第1項及び第2項に基づく気象注意報並びに氾濫注意情報が発表され被害が予想されるとき。
- (2) 桜川及び霞ヶ浦の水位が水防団待機水位を超えたとき。
- (3) その他水防管理者が、水防上必要と認めたとき。

2 警戒体制の組織は、次のとおりとする。



第2節 水防本部

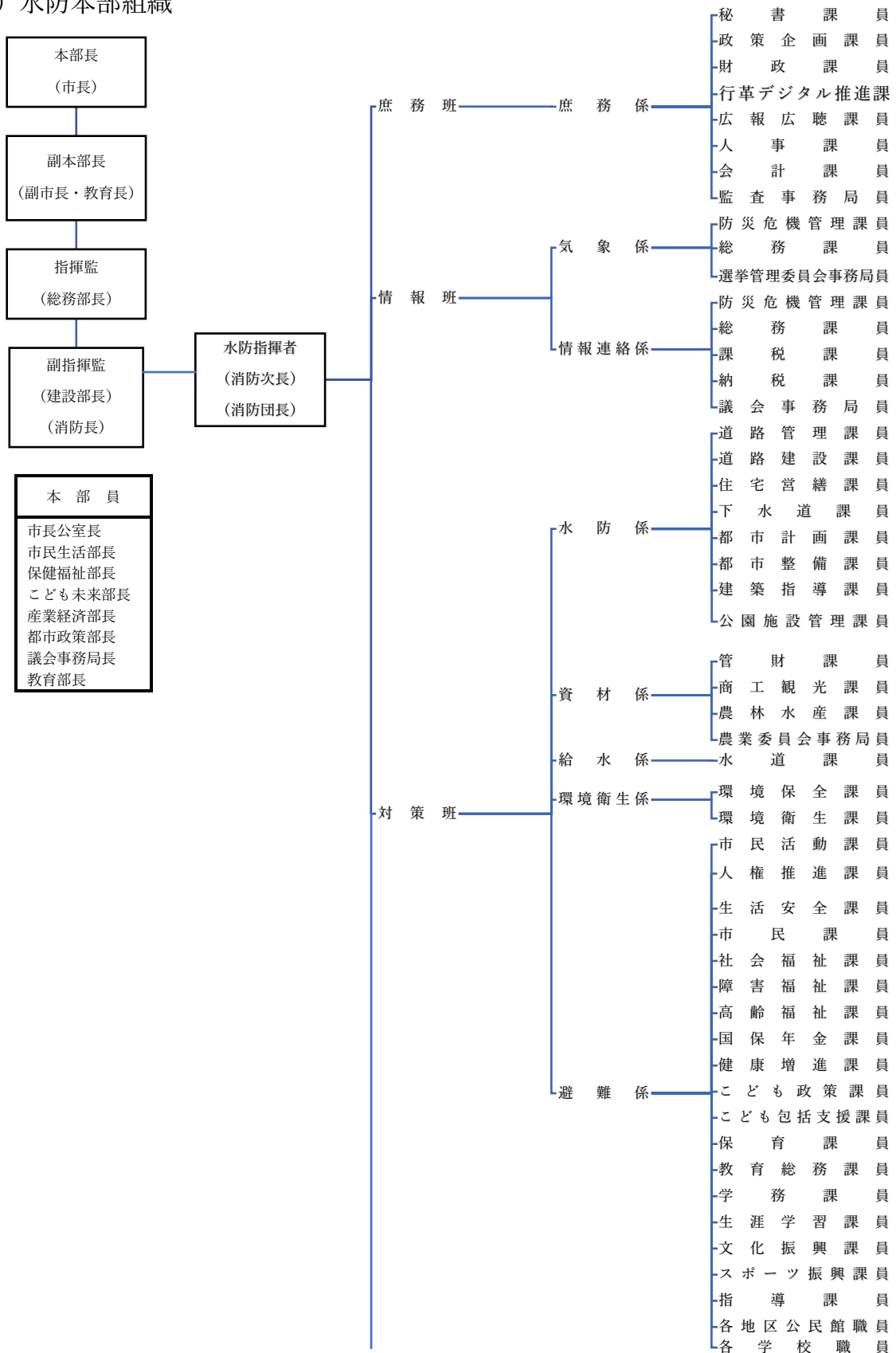
1 水防管理者は、次に定める事項に該当する場合、これらの危険が解消するまでの間、市役所内に水防本部を設置し、区域内河川等の水防業務を総括する。

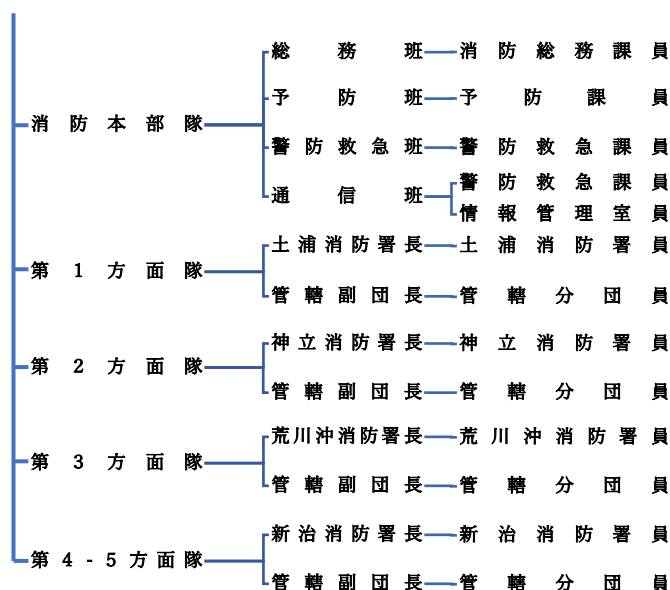
その所掌業務については、総務部防災危機管理課が担当し、消防本部と連携して水防事務を処理する。

- (1) 法第10条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項及び第2項に基づく気象警報並びに氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報が発表され被害が予測されるとき。
- (2) 法第16条の規定に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) 桜川及び霞ヶ浦の水位が氾濫注意水位を超え、被害の発生が予想されるとき。
- (4) 氾濫危険水位設定区域における水位が、氾濫危険水位に達したとき。
- (5) その他水防管理者が、水防上必要と認めたとき。

2 水防本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 水防本部組織





(2) 事務分掌

本部長	水防本部の事務を統括する。	
副本部長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。	
指揮監	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。	
副指揮監	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。また、指揮監に事故があるときは、その職務を代理する。	
本部員	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務に従事する。	
水防指揮者	指揮監及び副指揮監の命を受けて分掌事務を掌理し、水防各班、消防本部、消防署及び消防団を統括する。	
庶務班	水防に要する諸経費に関すること 水防本部員に対する庶務に関すること その他各係に定めていない事項に関すること	
情報班	気象係	気象予警報及び気象情報の収集連絡に関すること
	情報連絡係	庁内及び関係機関との情報連絡に関すること 災害情報の収集及び被害状況報告の取りまとめに関すること 災害援護等に関し、市民組織への協力要請及び連絡調整に関すること 自衛隊、警察、その他関係機関への協力要請及び連絡調整に関すること

対 策 班	水防係	災害の警戒配備及び警戒区域の設定に関する事 河川、湖沼及び水害地域の被害状況の調査に関する事 道路、橋梁の被害状況の調査及び災害時の交通規制並びに迂回路の設定に関する事 河川、湖沼及び水害地域の応急措置に関する事 災害の拡大防止措置及び応急復旧に関する事
	資材係	水防資器材の入手、確保、配置に関する事 水防資器材及び水防要員の輸送に関する事
	給水係	災害地域及び市民への応急給水に関する事
	環境衛生係	災害地域の環境保全に関する事 災害地域の防疫活動に関する事
	避難係	避難の誘導及び避難所の確保に関する事
消防本部隊		水防指揮者の命を受け、それぞれの分掌事務に従事する
消 防 署 ・ 消 防 団	第1方面隊	警戒班 重要水防区域の警戒監視、浸水、堤防等の状況連絡に関する事 別表3(34頁)参照
		水防班 河川、湖沼及び水害地域の応急処置に関する事
		救出班 避難の誘導及び救出救護に関する事
	第2方面隊	警戒班 重要水防区域の警戒監視、浸水、堤防等の状況連絡に関する事 別表3(34頁)参照
水防班 河川、湖沼及び水害地域の応急処置に関する事 救出班 避難の誘導及び救出救護に関する事		
第3方面隊	水防班 河川、湖沼及び水害地域の応急処置に関する事 救出班 避難の誘導及び救出救護に関する事 応援班 水防活動実施区域への応援に関する事	
第4・5方面隊	警戒班 重要水防区域の警戒監視、浸水、堤防等の状況連絡に関する事 別表3(34頁)参照 水防班 河川、湖沼及び水害地域の応急処置に関する事 応援班 水防活動実施区域への応援に関する事	

第3章 監視、警戒及び重要水防区域

第1節 監視警戒

1 常時監視（法第9条関係）

水防管理者は、随時区域内の河川、湖沼の堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

対象河川	連絡先	所在地	電話
霞ヶ浦	国土交通省霞ヶ浦河川事務所	潮来市潮来 3510	029-963-2415
	〃 土浦出張所	土浦市蓮河原町 4497	029-821-2155
桜川	茨城県土浦土木事務所	土浦市中高津三丁目 11番5号	029-822-4345

2 非常警戒

水防管理者は、第2章に定める水防本部を設置したときは、既往の被害箇所や重要水防箇所を中心として巡視するなど、区域内の監視及び警戒を厳重に行い、次に掲げる異常を発見した場合は、河川等の管理者に通報するとともに、水防作業を開始しなければならない。

- (1) 堤防裏のりの漏水等による亀裂又は欠け崩れ
- (2) 堤防表のりで水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 堤防天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水
- (5) 陸閘ゲート両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合の異常
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取合せ部の異常

第2節 重要水防区域及び箇所

重要水防区域については、令和5年度国土交通省霞ヶ浦河川事務所洪水対策計画書及び茨城県水防計画に定められた区域のうち、土浦市の該当箇所をもって重要水防区域と定める。

土 浦 市 重 要 水 防 区 域 一 覧 表

河川 湖沼名	番号	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	対象工法	図面 対象番号
		種別	階級		地先名	料杭位 (km)				
霞 ヶ 浦	1	水衝・洗掘 (波浪)	B	中	沖宿	8.25K+70m ~7.00K	1,320	波浪による洗掘対 策が必要な箇所	シート張り	霞中8-1
	2	水衝・洗掘 (波浪) 越水(溢水)	B	中	沖宿	7.00K~ 6.75K+180 m	70	波浪による洗掘対 策が必要な箇所 計画高不足	シート張り 積み土のう	霞中7-1
	3	水衝・洗掘 (波浪)	B	中	沖宿	6.75K+180m ~6.75K+50m	130	波浪による洗掘対 策が必要な箇所	シート張り	霞中6-1
	4	水衝・洗掘 (波浪)	B	中	田村~手野	5.75K+100m ~4.50K-100m	1,450	波浪による洗掘対 策が必要な箇所	シート張り	霞中5-1
	5	越水 (溢水)	B	中	川 口	2.75K+100m ~2.50K+170m	180	計画高不足	積み土のう	霞中2-1
	6	【重点】 越水(溢水)	B	中	川 口	2.50K+120m ~1.00K+190m	1430	危険箇所 計画高不足	積み土のう	霞中2-2
	7	陸閘	要	中	川 口	2.00K-10m	0	水郷第2号陸閘	積み土のう	霞中1-1
	8	陸閘	要	中	川 口	2.00K-40m	0	水郷第1号陸閘	積み土のう	霞中1-2
	9	陸閘	要	中	川 口	1.75K+40m	0	土浦第1号陸閘	積み土のう	霞中1-3
	10	陸閘	要	中	川 口	1.75K-20m	0	土浦第2号陸閘	積み土のう	霞中1-4
	11	陸閘	要	中	川 口	1.50K+100m	0	土浦第3号陸閘	積み土のう	霞中1-5
	12	陸閘	要	中	川 口	1.50K-10m	0	土浦第4号陸閘	積み土のう	霞中1-6
	13	陸閘	要	中	港 町	1.25K+70m	0	土浦第5号陸閘	積み土のう	霞中1-7
	14	陸閘	要	中	港 町	1.25K+60m	0	土浦第6号陸閘	積み土のう	霞中1-8
	15	陸閘	要	中	港 町	1.25K+20m	0	土浦第7号陸閘	積み土のう	霞中1-9
	16	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	港 町	48.50K+100m ~48.25K+50m	100	堤体の変状が生じ る恐れがある箇所	シート張り 月の輪	霞右48-1
	17	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要	右	蓮河原	48.25K+50m~ 47.75K+100m	450	堤体の変状が生じ る恐れがある箇所 干拓堤	シート張り 月の輪 月の輪	霞右48-2
	18	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	滝 田	47.75K+100m ~47.75K+20m	80	堤体の変状が生じ る恐れがある箇所	シート張り 月の輪	霞右47-1
	19	堤体漏水 基礎地盤漏水 越水(溢水)	B	右	滝 田	47.75K+20m ~47.75K	20	堤体の変状が生じ る恐れがある箇所 計画高不足	シート張り 月の輪 積み土のう	霞右47-2
	20	越水 (溢水)	B	右	滝 田	47.75K~ 47.50K+60m	190	計画高不足	積み土のう	霞右47-3
	21	水衝・洗掘 (波浪)	B	右	大岩田	46.5K+188m ~46.50K+18m	170	波浪による洗掘対 策が必要な箇所	シート張り	霞右46-1
	22	水衝・洗掘 (波浪)	B	右	大岩田	46.25K+80m ~46.0K+200m	130	波浪による洗掘対 策が必要な箇所	シート張り	霞右46-2
乙 戸 川	23	堤防高 (流下能力)	A	右	乙戸~沖新田	11.70~14.9	6,560	断面不足	積み土のう	土浦-57
	24	堤防高 (流下能力)	A	左	乙戸~沖新田	11.70~14.9	6,560	断面不足	積み土のう	土浦-58
新 川	25	地震	A	-	真鍋新町	水門	1箇所	液状化危険度の高 い区間	—	土浦-59
	26	地震	A	左	真鍋新町 ~真鍋二丁目	0.1~1.8	1,700	液状化危険度の高 い区間	—	土浦-60
	27	地震	A	右	東崎町 ~田中一丁目	0.1~1.8	1,700	液状化危険度の高 い区間	—	土浦-61
桜 川	28	堤防高(流下能力)	B	右	下高津~佐野子	2.80~4.40	1,600	堤防高不足	積み土のう	土浦-1
	29	堤防高(流下能力)	B	左	田中~佐野子	3.60~4.40	800	堤防高不足	積み土のう	土浦-7
	30	堤防高(流下能力)	B	左	高岡~田土部	9.60~12.10	2,500	堤防高不足	積み土のう	土浦-8
	31	地震	B	左	港町~生田町	0.0~3.4	3,400	液状化危険度の高 い区間	—	土浦-66
	32	地震	B	右	蓮河原町~下高津 三丁目	0.0~2.8	2,800	液状化危険度の高 い区間	—	土浦-67

※ 計画高不足箇所

霞ヶ浦の堤防は、高さ3.5メートルに設計施工されているが、国土交通省において平成21、22年度に実施した定期縦横断測量、及び国土地理院が30年ぶりに水準点の見直しを行った結果による不足箇所をいう。

第4章 水門等の操作と排水機の運転

第1節 水門の操作

水門等の操作は、次のとおり行うこととする。ただし、水位の変動と流水状況により、適宜変更することができる。

名称	閉鎖	開放
新川水門	霞ヶ浦の水位が1.88m以上になったとき	霞ヶ浦の水位が1.88m未満に下がったとき
備前川水門	霞ヶ浦の水位が1.88m以上になったとき	霞ヶ浦の水位が1.88m未満に下がったとき
陸閘ゲート	霞ヶ浦の水位が1.90m以上になったとき	霞ヶ浦の水位が1.90m未満に下がったとき
上備前川水門	桜川の水位が2.00m以上になったとき	桜川の水位が2.00m未満に下がったとき
新治第一排水ゲート	桜川の水位が4.00m以上になったとき	桜川の水位が4.00m未満に下がったとき
新治第二排水ゲート	桜川の水位が4.00m以上になったとき	桜川の水位が4.00m未満に下がったとき

第2節 排水機の運転

排水機の運転は、次のとおりとする。

排水機場名	運転開始	運転停止
新川排水機場	水門等閉鎖のとき	水門等開放の時
備前川排水機場	〃	〃
上備前川排水機場	〃	〃
新治第一排水機場	〃	〃
新治第二排水機場	〃	〃

上記のほか、亀城、桜川、塚田、川口、港、川口川、木田余及び新川ポンプ場（以下「桜川ポンプ場等」という。）を必要に応じて運転する。

第3節 関係者への通報

第1節の水門等の操作及び第2節の排水機の運転を行った場合は、出水の状況によりその状態を茨城県土木事務所長等に通報するものとする。ただし、桜川ポンプ場等の運転に関する通報はその限りでない。

第5章 器具、資材及び整備運用並びに輸送

第1節 器具、資材及び設備の整備

1 水防倉庫及び備蓄資器材

水防用資器材は、次に掲げる水防倉庫に備蓄しておくものとする。

なお、水防活動を容易にするため一部資器材を消防団詰め所に分散配置しておくものとする。

- ◎ 水防倉庫所在地 (1) 川口二丁目1番地内
(2) 桜町四丁目11番地内

水防用資器材一覧

	品名	単位	数量		品名	単位	数量
資 器 材	掛矢	丁	16	資 器 材	土のう袋	枚	36,000
	たこ	〃	5		ビニールロープ	玉	9
	なた	〃	12		フルコンシート	枚	10
	竹とげ鎌	〃	3		ビニールシート	〃	20
	トウグワ	〃	5		木杭 (5m)	本	10
	角スコップ	〃	36		木杭 (3m)	〃	90
	丸スコップ	〃	68		鉄杭 (1.5m)	〃	428
	エンピ	〃	6		鉄杭 (1.2m)	〃	325
	ツルハシ	〃	3		掘削ドリル	台	1
	鎌 (大)	〃	19		大ハンマー	丁	6
	鎌 (小)	〃	5		のこぎり鎌	〃	7
	のこぎり	〃	7		斧	〃	3
	ハンマー	〃	9		ペンチ	〃	2
	一輪車	台	15		番線切	〃	4
	炊出釜	セット	1		救命胴衣	着	100
	鉄線	Kg	30		ヘルメット	個	100

備考

- (1) 資器材中、劣化損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを他に転用し、常に新しいものを備えておくものとする。
- (2) 土砂、竹、土のう、シート等は、最悪の場合を想定して、あらかじめ集荷方法を講じておく。また、資器材等を減損したときは直ちに補充するものとする。

2 備蓄資器材の管理

水防の用に供する備蓄資器材は、常に消防本部（署）において点検整備しておく、水防本部が設置されたときは、当該本部にその状況を報告するものとする。

第2節 輸送の確保

- 1 水防管理者は、水防に要する資器材の輸送については、あらゆる状況を想定して輸送経路を決定しておくとともに、あらかじめ土浦土木事務所、土浦警察署、輸送業者及びその他の関係機関と次の事項について協議しておくものとする。
 - (1) 輸送力の確保
 - (2) 輸送経路の確保
- 2 車両の配置については、水防管理者の指示に基づき、各所で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調査し配分する。
- 3 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所轄する各部の要員をもって充てる。

第6章 通信連絡

第1節 通信連絡

- 1 水防時における通信連絡は、迅速かつ円滑に行うものとする。
- 2 水防上必要な気象条件、河川の増水状況等については、常時各機関と連絡を密にするとともに、緊急を要する通信を行うときは、法第27条第2項の規定により次の通信施設を利用するものとする。公衆電話・加入電話・携帯電話・防災電話
 - (1) 消防無線設備
 - (2) 警察電話及び警察無線設備
 - (3) 茨城県防災情報ネットワークシステム、土浦市防災行政無線設備、土浦市移動無線設備（IP無線）
 - (4) 鉄道通信設備
- 3 災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することが出来る。
- 4 無線、有線等連絡設備を有しない資器材備蓄場、水防作業現場等については、連絡用自転車、バイク、伝令等をもって迅速に行うものとする。

第2節 通信連絡施設の整備強化

水防管理者は、水防時の情報の連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

第7章 洪水予報

第1節 気象台が発表、又は伝達する注意報及び警報

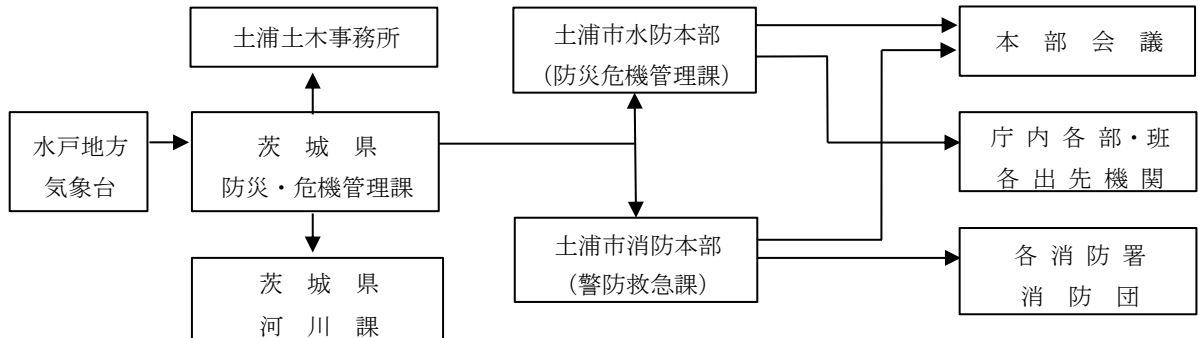
- 1 法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定に基づき気象台が発表する、水防活動の利用に適合する注意報、警報と対応する一般の利用に適合する注意報、警報は次のとおりである。

種類		
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予測したときに発表する予報
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予測したときに発表する予報
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予測されたときに発表する予報
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表する予報

※1 「予報」とは、観測の成果に基づく現象の発表をいう。

2 連携系統

情報の連携系統は、次のとおりである。



第2節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

- 1 法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して水位又は流量を示して洪水の予報を行う河川のうち土浦市に係る河川は、次のとおりである。

河川名	洪水予報実施区域					担当官署名		
霞ヶ浦	霞ヶ浦					霞ヶ浦河川事務所 水戸地方気象台 銚子地方気象台		
	観測所	平水位	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	氾濫開始 相当水位
	出島	1.1~1.3	1.5	2.1	2.5	2.6	2.85	3.32

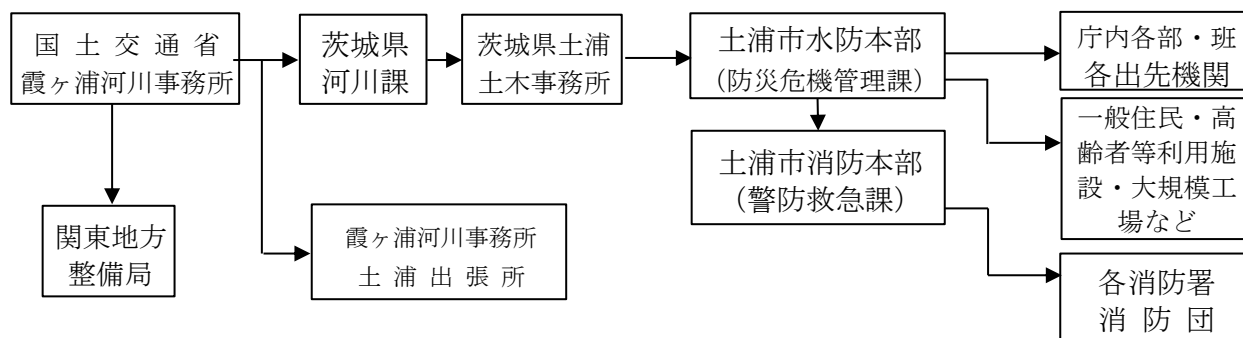
2 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の種類

洪水予報の種類は次のとおりとし、霞ヶ浦・北浦洪水予報の様式は、別表4・5(32～35頁)のとおりとする。

分類	種類	内容
洪水注意報相当	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
洪水警報相当	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
	氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
その他	洪水情報	洪水注意報又は洪水警報の補足説明をするときに発表

3 連絡系統

洪水予報の連絡系統は、次のとおりである。



第3節 茨城県と気象庁が共同で行う洪水予報

- 1 法第11条、気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、茨城県と気象庁が共同して水位又は流量を示して洪水の予報を行う河川は、次のとおりである。

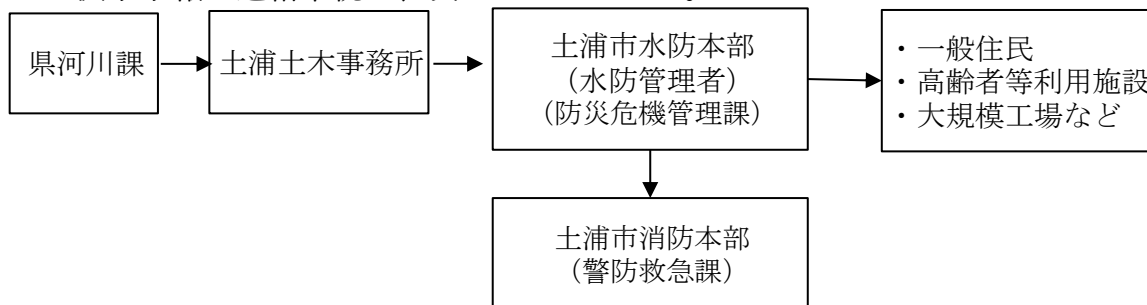
河川名	洪水予報実施区域					担当官署名		
桜川	左岸：土浦市田土部 629-1 から霞ヶ浦流入点まで 右岸：つくば市栗原 325-5 から霞ヶ浦流入点まで					茨城県 水戸地方気象台		
	観測所	平水位	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	氾濫開始 相当水位
	桜橋 (田土部)	1.43	4.00	4.30	4.50	5.50	6.66	

2 茨城県と気象庁が共同で発表する洪水予報の種類

洪水予報の種類は、国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の種類に順じ、桜川洪水予報の様式は、別表 6・7・8・(39～42 頁) のとおりとする。

3 連絡系統

洪水予報の連絡系統は、次のとおりである。



第 8 章 観測通報

第 1 節 雨量の観測及び通報

雨量の観測位置は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
土 浦 消 防 署	土浦市田中町 2083-1	8 2 1 - 0 1 1 9
荒 川 沖 消 防 署	〃 中荒川沖町 27-12	8 4 1 - 0 1 1 9
神 立 消 防 署	〃 神立中央五丁目 32-6	8 3 1 - 0 1 1 9
新 治 消 防 署	〃 大畑 46	8 6 2 - 4 5 7 7
アメダス土浦観測所	〃 木田余東台四丁目 1-1	—

第 2 節 水位の通報（法第 10 条の 3 関係）

1 桜川及び霞ヶ浦の水位の通報

水防管理者は、水位の変動を監視し、次の各号に該当するときは遅滞なく土浦土木事務所長、国土交通省霞ヶ浦河川事務所長、同土浦出張所長、土浦警察署長及び水門の管理者等に通報する。

- (1) 水防団待機水位に達したとき
- (2) 以後水防団待機水位以下となるまでの時間 毎時間
- (3) 氾濫注意水位に達したとき
- (4) 避難判断水位に達したとき
- (5) 氾濫危険水位に達したとき
- (6) 最高水位に達したとき
- (7) 氾濫注意水位を下がったとき
- (8) 急激に水位が上昇したとき

2 水位観測所の基準水位

単位 (m)

河川名	観測所所在地	平水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始水位
桜川	桜橋 (田土部)	1.43	4.00	4.30	4.50	5.50	6.66	
霞ヶ浦	出島 (かずみがうら市)	1.1~1.3	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	3.32

第9章 水防警報

第1節 国土交通大臣が行う水防警報（法第16条関係）

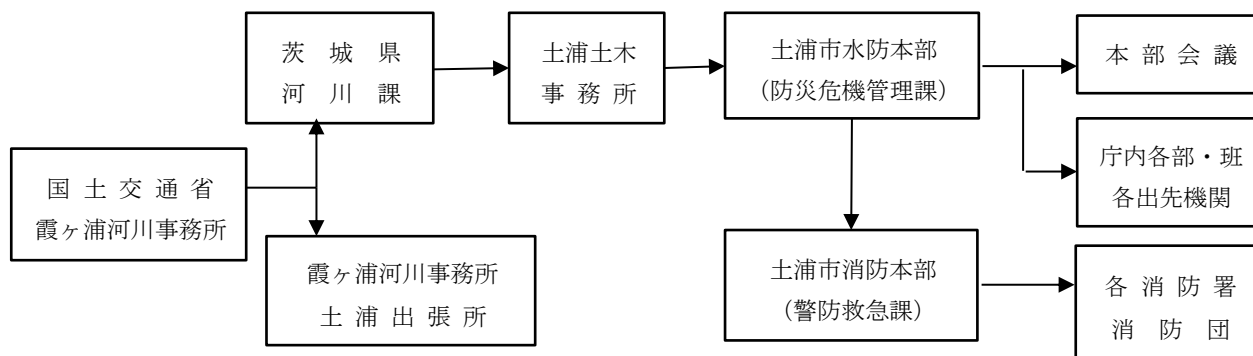
- 1 法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が水防警報を行う指定河川及び区域は、次のとおりである。

河川名	水防警報区	警報発表者	基準水位観測所
霞ヶ浦	霞ヶ浦（西浦）	霞ヶ浦河川事務所長	出島

河川名	平水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始相当水位
霞ヶ浦	1.1~1.3	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	3.32

2 水防警報通知系統

国土交通大臣が行う水防警報の発表及び通知系統は、次のとおりである。



3 水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準	受報様式
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇が予測される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出勤時間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報警報等及び河川状況により、必要と認めるとき	別表 8 (42 頁)
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき	別表 8 (42 頁)
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位を超える恐れがあるとき。又は、水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき	別表 8 (42 頁)
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害が起こるおそれがあるとき	別表 8 (42 頁)
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所により一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	別表 8 (42 頁)

第 2 節 知事が行う水防警報

1 水防警報を行う河川及びその区域

法第 16 条第 1 項の規定に基づき、知事が水防警報を行う指定河川及び区域は次のとおりである。

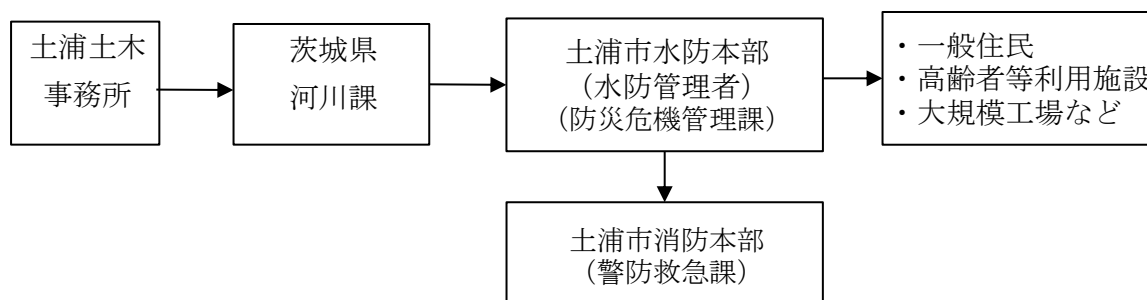
河川名	水防警報区域		警報発表者	基準水位 観測所
桜川	自・左岸：土浦市田土部 629 番 1	至 霞ヶ浦 流入点	土浦土木 事務所長	桜橋 (田土部)
	自・右岸：つくば市栗原 325 番 5			

河川名	平水位	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	氾濫開始相当 水位
桜川	1.43	4.00	4.30	4.50	5.50	6.66	

2 水防警報の種類・内容及び発表基準は、国土交通大臣が行う水防警報の基準に準じる。

3 水防警報の通知系統

知事が行う水防警報の発表及び通知系統は、次のとおりである。



第10章 水防機関の活動

第1節 水防配備体制

1 水防配備体制

水防配備体制は、警戒配備体制（注意配備体制から警戒配備体制）非常配備体制（第1非常配備体制から第3非常配備体制）とし、その発令基準（動員）及び内容等は次のとおりとし、動員についての細目は、各部において取り決めておくものとする。

		発 令 基 準	体 制（動員）内容	活 動 基 準
警戒配備体制	注意配備体制	1 市に大雨、風雨、洪水等の警報が発表されたとき 2 その他水防管理者が水防上必要と認めたとき	注意配備職員 消防職員	気象情報の収集 連絡等の実施
	警戒配備体制	1 桜川、霞ヶ浦の水位が水防団待機水位を超えたとき 2 その他水防管理者が水防上必要と認めたとき	上記に加え 警戒配備職員	気象情報の収集を行うとともに、河川等の増水及び危険箇所（特に重要水防箇所等）の巡視を実施する 水防資器材・輸送路等の点検を実施し、直ちに指導及びその他の活動ができる体制を構築する。
非常配備体制	第1非常配備体制	1 小規模の被害が予想されるとき 2 桜川、霞ヶ浦の水位が氾濫注意水位を超え、被害の発生が予想されるとき 3 高齢者等避難（警戒レベル3）を発するとき 4 その他水防管理者が水防上必要と認めたとき	上記に加え 管理職以上 水防本部を設置	情報（気象情報を含む）の収集を行うとともに、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒にあたり、その状況によっては早期の水防活動を実施する

第2 非常 配備 体制	1 中規模の被害が予想されるとき 2 災害の拡大のおそれがあり第1非常 配備体制で対応できないとき 3 避難指示（警戒レベル4）を発する とき 4 その他水防管理者が水防上必要と認 めたとき	上記に加え 主幹級以上	上記に同じ
第3 非常 配備 体制	1 台風、その他気象状況によって市内に 大規模な被害が予想されるとき 2 その他水防管理者が必要と認めた とき	全職員	情報（気象情報を含む） の収集を行うとともに、河 川等の堤防、その他危険箇 所の嚴重な警戒にあたる とともに迅速な水防活動 を実施する

2 水防配備体制の特例

本部長は、気象、水位等の状況やその他必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。

3 現場指揮本部の設定

本部長は、水防活動の指揮統制及び関係機関との連絡を図るため、必要と認めるときは、災害現場に現場指揮本部を設けることができる。

4 警戒区域の設定

法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命じることができる。

5 本部員等の留意事項

- (1) 勤務時間以外であっても常に気象状況に留意し、非常配備体制に切り替わることが予想されるときは、自主的に出勤しなければならない。
- (2) 配備指令の発令後はできる限り外出を避けて待機しなければならない。
- (3) 勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (4) 勤務者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
- (5) この指令は、事態に応じて第1非常配備体制から直ちに第3非常配備体制に移行する場合もある。



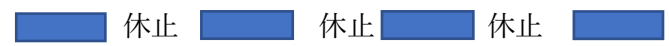

第2節 水防信号及び標識

1 信号

水防に用いる信号は、茨城県水防信号に関する規則（昭和25年茨城県規則第49号）の規定に基づき次のとおりとする。

- (1) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

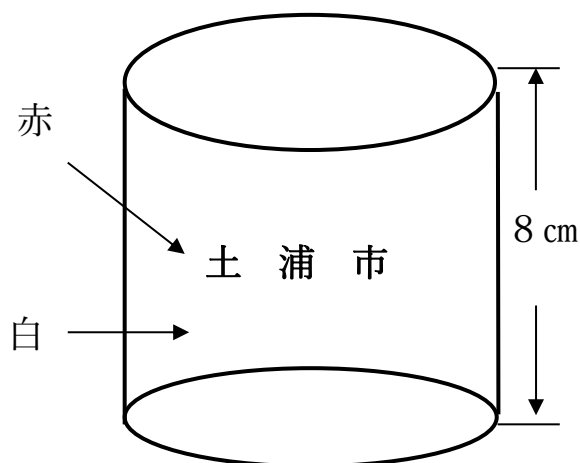
	警鐘信号	サイレン（余いん防止付）
第1信号	●休止●休止●休止●	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒  約15秒 約15秒 約15秒 約15秒
第2信号	●-●-● ●-●-● ●-●-●	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒  約6秒 約6秒 約6秒 約6秒
第3信号	●-●-●-● ●-●-●-●	約10秒 約10秒 約10秒 約10秒  約5秒 約5秒 約5秒
第4信号	乱 打	約1分 約1分 約1分  約5秒 約5秒

- 備考 (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
 (2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 (3) 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

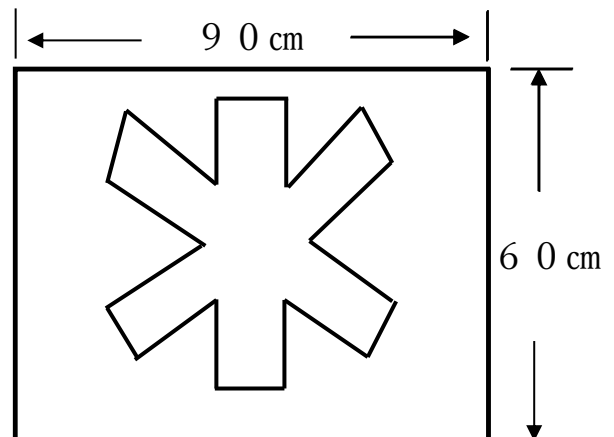
2 標識

水防活動に従事する職員・団員の腕章及び法第18条（優先通行）による標識は、次のとおりとする。

(1) 腕章



(2) 諸車標識旗



第3節 水防作業

1 水防工法

水防工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を上げる場合が多い。しかし、時には数種の工法を合わせて実施し、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、かつ使用材料がその付近で得やすい工法を施工すること。

2 水防活動上の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって守り抜くこと。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破損」などの想像による言動をしてはならない。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲労させないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。
- (5) 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、帯水時間にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は、通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大高水位の4分の3位に減少したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても完全に水位が下がるまで、警戒を解いてはならない。

第4節 水防活動時の安全対策

洪水時等の、水防活動（避難誘導等を含む）に従事する者の安全確保に十分留意して水防活動を実施するものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケット等の身体防護具等を着装し、安全確保に努める。
- ・水防活動時は必ず複数（2名以上）で活動する。
- ・水防活動時には、最新の気象情報等を確認するため、ラジオ等を携行する。
- ・連絡を行うための通信機器を携行する。

第5節 公用負担

1 権限の行使（法第28条関係）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防長は、水防の現場においては次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは取用
- (3) 車両その他の運搬具若しくは器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分
- (5) 排水用機器の使用

2 公用負担権限委任証明書

法第 28 条第 1 項の規定に基づき、公用負担を命じる権限を行使する水防管理者又は消防長及びその委任を受けた者は、次に定める証明書を携行し、必要がある場合はこれを掲示するものとする。

第 号
公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書
(氏 名)
上記の者に、 区域における水防法第 28 条第 1 項の 権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日
水防管理者 土浦市長 (氏 名) 印

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の次の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に直接交渉してこれらをなすものとする。

第 号
公 用 負 担 命 令 票
住 所 氏 名
目 的 物 種 類 員 数 負 担 内 容 使 用 収 容 処 分
年 月 日
水防管理者 土浦市長 (氏 名) 印 事務取扱者 (氏 名) 印

第6節 避難計画

1 避難のための立退き（法第29条関係）

水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立退き、又はその準備を指示するものとする。

なお、避難の指示をする場合は、土浦警察署長にその旨を通知するものとする。

2 避難準備の伝達

次に掲げる事態になったときは、危険区域の居住者に対し、事前に伝達を行うものとする。

- (1) 河川等が氾濫注意水位を超え、洪水のおそれがあるとき。
- (2) 河川上流区域が水害を受け、下流地域に危険が認められるとき。
- (3) 気象台から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- (4) その他、水防管理者が必要と認めたとき。

3 伝達の方法

住民に対する伝達は、情報班を設置し、その方法については次のとおりとする。

- (1) 広報車、消防車両等による巡回広報
- (2) 緊急車等サイレン警報拡声装置（緊急に避難を要するとき）等による周知
- (3) 口頭（ハンドマイク）による伝達及び住民による相互連絡
- (4) 報道機関による広報（テレビ・ラジオ・Lアラート等）
- (5) 防災行政無線設備
- (6) 市ホームページ・安心安全情報メール等の電子媒体

4 避難の誘導

避難の実施に際しては、警察の協力を求め避難係がこれにあたり、危険地点には標識又はロープ等を設置し、住民の安全確保を図り誘導する。

5 避難地域及び施設

避難地域及び施設は、土浦市洪水ハザードマップ（付録）のとおりとする。

第7節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下となり更に水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命じるとともに、一般に周知させ、この旨を県知事に報告するものとする。

第 1 1 章 決壊時の通報と処置

第 1 節 決壊時の通報（法第 25 条関係）

水防管理者は、堤防等の決壊又はこれに準じる事態が発生した場合は、法第 25 条の規定に基づき、直ちに国土交通省霞ヶ浦河川事務所長、同土浦出張所長、県土浦土木事務所長、土浦警察署長及び陸上自衛隊第 1 施設団長（団当直長）に通報するものとする。

第 2 節 決壊時の処置（法第 26 条関係）

水防管理者は、堤防等の決壊後においても、できる限り氾濫により被害が拡大しないように努めるものとする。

第 1 2 章 協 力 応 援

第 1 節 市町村間における通報連絡

- 1 水防管理者は、水防情報に関して、次の関係する市と密接な連絡をとれるよう協議をしておくものとする。

つくば市・桜川市

- 2 協議事項

- (1) 通報連絡の方法

通報連絡は、電話その他の通信施設により連絡するものとする。

- (2) 通報連絡事項

- ア つくば市について

つくば市域の桜川が越水し、又は堤防が決壊若しくはこれに準ずる事態が発生したときは、その時刻及び状況等の通報に関すること。

- イ 桜川市について

桜川壩世橋に設置され量水標の水位が氾濫注意水位を超えたとき、又は、地域雨量観測所において出水が予想される大雨等の通報に関すること。

第 2 節 相互応援（法第 23 条関係）

- 1 水防管理者は、法第 23 条に基づく相互応援については、次の市及び町とあらかじめ協議をしておくものとする。

かすみがうら市・阿見町

- 2 水防管理者が応援を要請したときは、集結場所を指定し、誘導連絡、水防用資器材供給のため、必要な水防本部員をこれに充てる。

- 3 法第 23 条第 2 項の規定に基づき応援のために派遣された者は、土浦市水防管理者の指揮の下に行動するものとする。

- 4 かすみがうら市・阿見町の管理者から応援の要請を受けたときは、水防管理者は土浦市管内の水防活動に支障のない範囲の人員を派遣するものとする。

第3節 体制強化

1 警察官の援助要請（法第22条関係）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定に基づき、警察官の援助を要請するものとする。

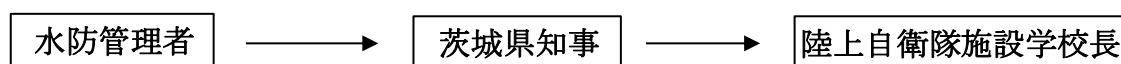
2 居住者の出動（法第24条関係）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、区域内居住者に水防活動への従事要請を行うものとする。

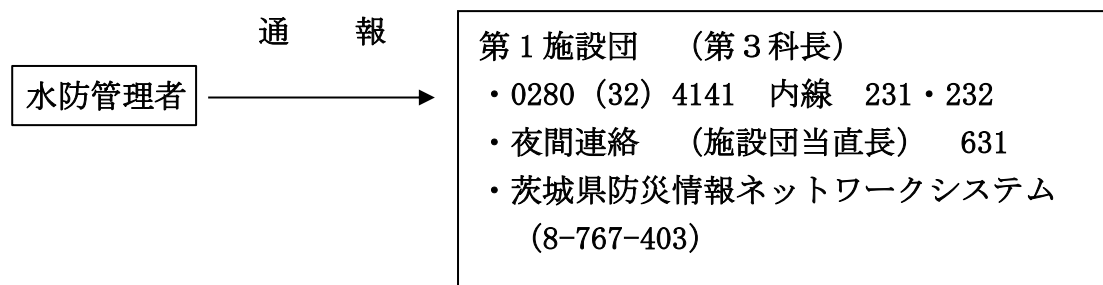
3 災害派遣要請

水防管理者は、水防上特に著しく危険が切迫し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の派遣要請について、別表9（43頁）により県知事に対し自衛隊の出動を依頼する。ただし、緊急を要する場合にあっては直接陸上自衛隊第1施設団長（団当直長）に通報する。

※ 通常のパ遣要請



※ 緊急時のパ遣要請



4 部隊の誘導

水防管理者は、来援する自衛隊に対し、部隊の誘導、連絡及び水防用資器材の供給等に必要な水防本部要員を充てる。

5 災害派遣部隊の撤収要請

市町村長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、撤収要請依頼書 別表10(44頁)により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

第4節 河川管理者の協力

1 関東地方整備局長の協力

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村長の事前掲示及び水防管理団体等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の掲示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般のへの周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 知事の協力

河川管理者茨城県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理者団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位など）の提供
- (2) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第13章 水防報告

第1節 緊急報告

水防管理者は、次の場合は状況等報告書等、別表11～14（45～48頁）により速やかに知事に報告をするものとする。

- 1 桜川及び霞ヶ浦の水位が氾濫注意水位に達したとき、又はそれ以外の場合で水防部隊が出動したとき
- 2 水防作業を開始したとき
- 3 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行ったとき
- 4 一般被害が生じたとき

第2節 水防活動実施報告

水防が終結したときは、水防管理者は、水防活動終了後2日以内に次の事項を取りまとめ水防活動報告書 別表15(49頁)により土浦土木事務所を經由して知事に報告するものとする。

- (1) 気象の状況
- (2) 出水、雨量、水位の状況
- (3) 水防団員及び消防機関に属する者の出動、終結の時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況及びその結果
- (6) 使用水防資器材の種類、員数、経費並びにその消耗分及び回収分
- (7) 法第28条による公用負担下命の種類及び員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者の出動状況
- (10) 警察、自衛隊援助の状況
- (11) 現場指導員の氏名
- (12) 避難立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷状況
- (14) 功労者及びその功績について
- (15) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

第14章 その他

第1節 費用負担(法第23条・第41条・第42条関係)

水防管理者は、その管轄区域内の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた管理団体が負担をするものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた市町村が協議して定める。

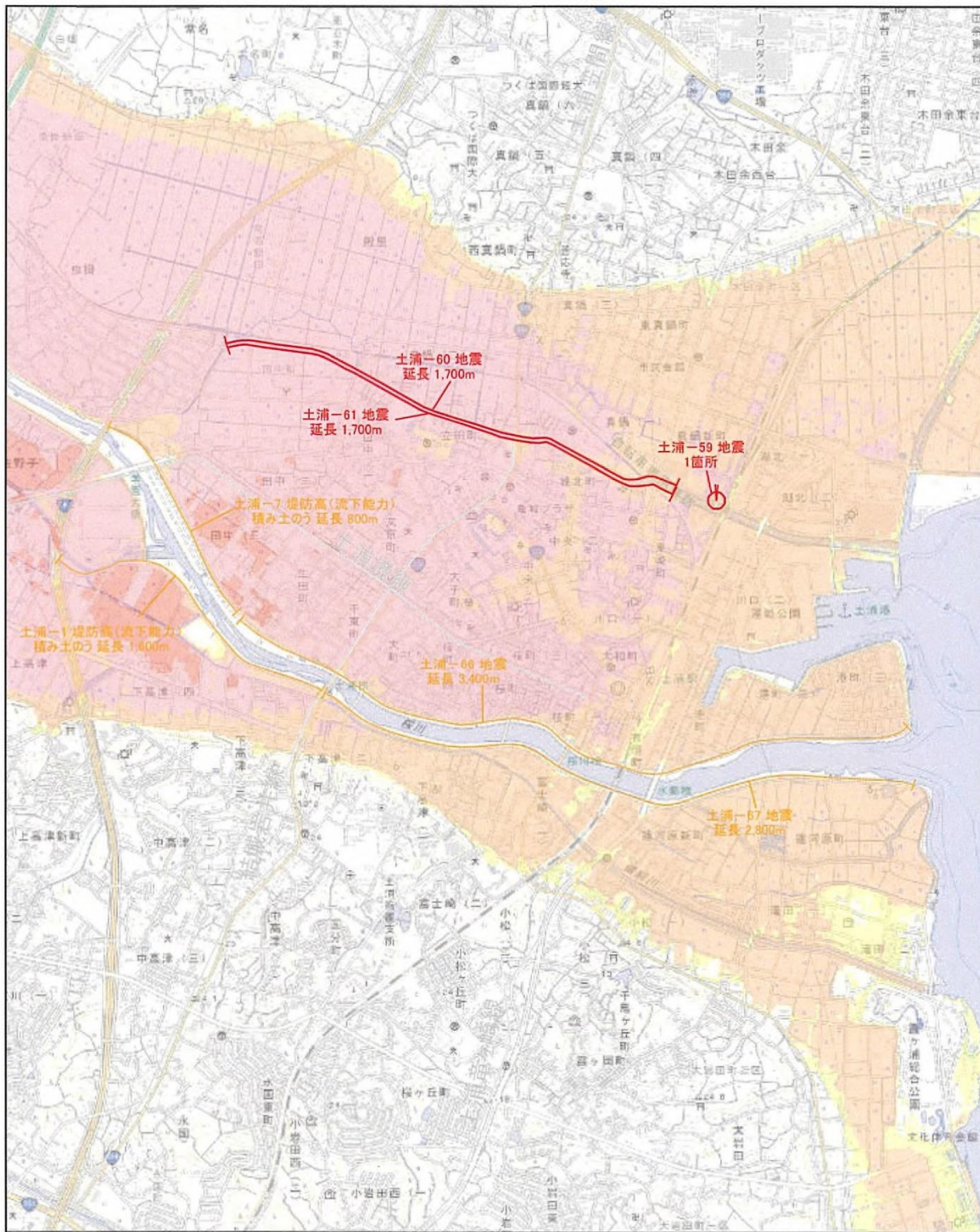
また、区域外の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは知事にあつせんを申請することができる。

第2節 水防訓練(法第32条関係)

水防管理者は、法第32条の2の規定に基づき、毎年1回以上次の要領により水防訓練を実施する。実施に当たっては、円滑な作業ができるよう次の要領で十分な訓練を行うとともに、一般住民に対しても水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測
- (2) 非常通信
- (3) 非常招集
- (4) 水防本部の設置
- (5) 警戒要領
- (6) 準備作業
- (7) 各種工法
- (8) 給水、給食
- (9) 救出、救護
- (10) 広報伝達

土浦市-1 (桜川・新川)

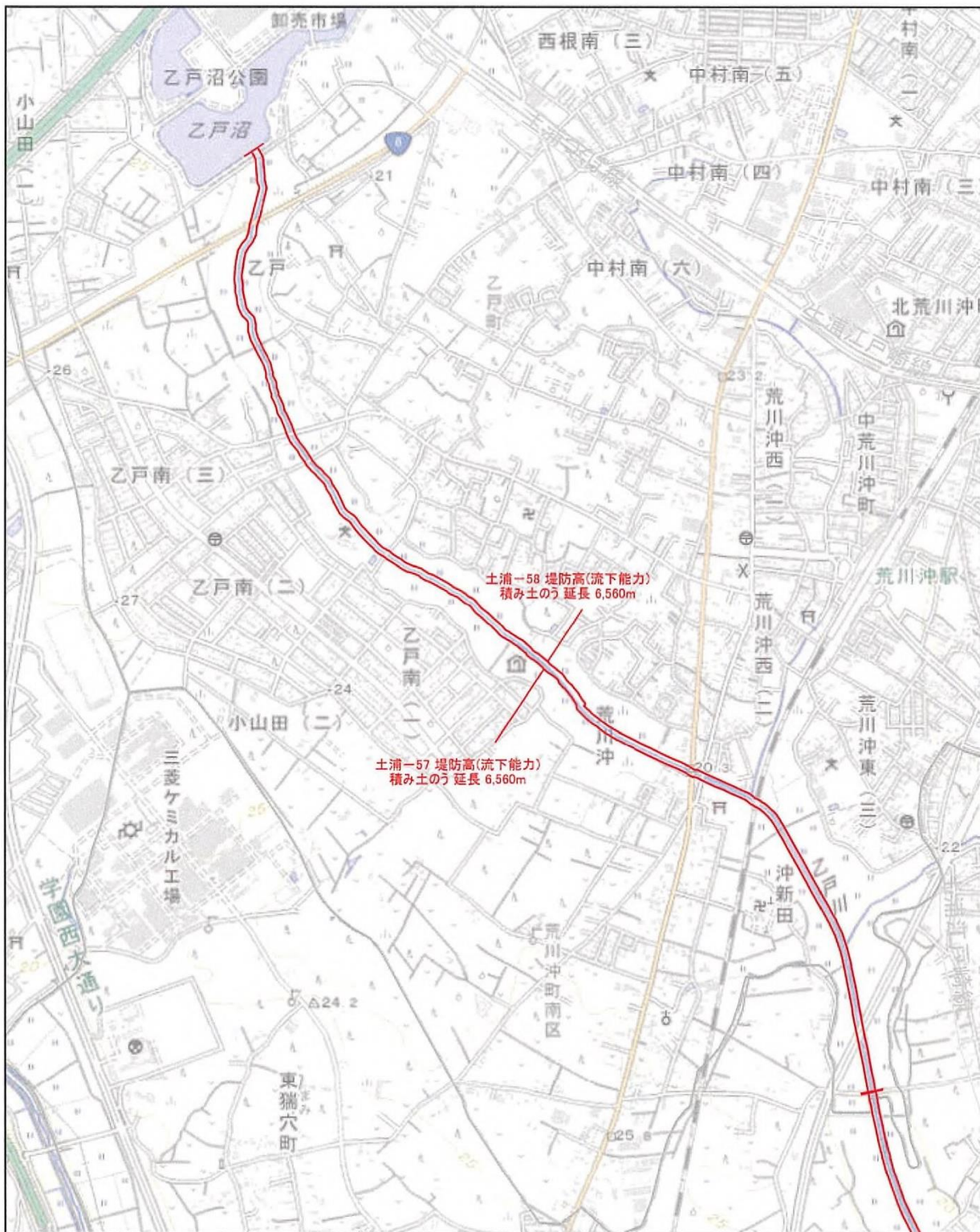


凡例
 浸水した場合に想定される水深
 (ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域
- 0.0~20.0m未満の区域
- 0.0m以上の区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平30情権、第266号)

土浦市-2 (乙戸川)



<p>◀凡例▶</p> <p>重要度A (水防上最も重要な区間)</p> <p>重要度B (水防上重要な区間)</p>	<p>①土木事務所等の通し番号</p> <p>②注意すべき事項</p> <p>③洪水時に想定される水防工法</p> <p>④注意すべき箇所の高程</p>
---	--



この地区は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平30情復、第288号)

注 霞ヶ浦
桜橋川

気象・水象情報

- ◇ 台風予報
- ◇ 台風に関する茨城県気象情報
- ◇ 台風に関する地方気象台の情報
- ◇ 大雨注意報洪水注意報発表
- ◇ 台風に関する気象庁記者会見
- ◇ 大雨警報・洪水警報発表

水防団待機水位到達
霞 出島水位観測所(水位 1.5m)
桜 桜橋水位観測所(水位 4.0m)

◇ 暴風警報発表

氾濫注意水位到達
霞 出島水位観測所(水位 2.1m)
桜 桜橋水位観測所(水位 4.3m)

避難判断水位到達
霞 出島水位観測所(水位 2.5m)
桜 桜橋水位観測所(水位 4.5m)

氾濫危険水位到達
霞 出島水位観測所(水位 2.6m)
桜 桜橋水位観測所(水位 5.5m)

◇ 大雨特別警報発表

計画高水位到達
霞 出島水位観測所(水位 2.85m)
桜 桜橋水位観測所(水位 6.66m)

堤防天端到達・越流

-72h
-48h
-24h
-12h
-6h
0h



○霞ヶ浦河川事務所・●茨城県

(○●は共に該当)

- 施設(水門・排水機場)の点検・操作確認
- ●委託施設の連絡体制と操作体制の確認
- ●災害対策用資器材及び車両の確認
- ●協力機関の体制確認

【注意体制】

水防警報(待機・準備)

- 水門、樋管、排水機場等の操作
- 応援体制の確認・要請(防災エキスパート等)
- 波浪による堤防の巡視
- 水位上昇による堤防巡視
- CCTVによる監視強化

【警戒体制】

洪水予報(氾濫注意情報)

- ● 出水時点検(巡視)
- CCTVによる監視強化
- 防災エキスパート待機要請
- 浸食状況の確認

洪水予報(氾濫警戒情報)

【非常体制】

洪水予報(氾濫危険情報)

- 業務編制支所応援要員の確認・現地対策本部設置準備
- ● 堤防被害状況の整理 ● ホットライン
- ● 内水氾濫状況の把握 (道路冠水・通行不能区間含む)

洪水予報(氾濫発生情報)

堤防復旧・現地対策本部設置

- ● 被害情報の把握 (状況によりヘリコプター等による迅速な状況把握)
- TEC-FORCEの活動
- ● 被害状況・調査結果等の公表

○● 浸食状況の情報提供

水防警報(出動)

水防警報(指示)

- ホットライン
- リエゾン派遣

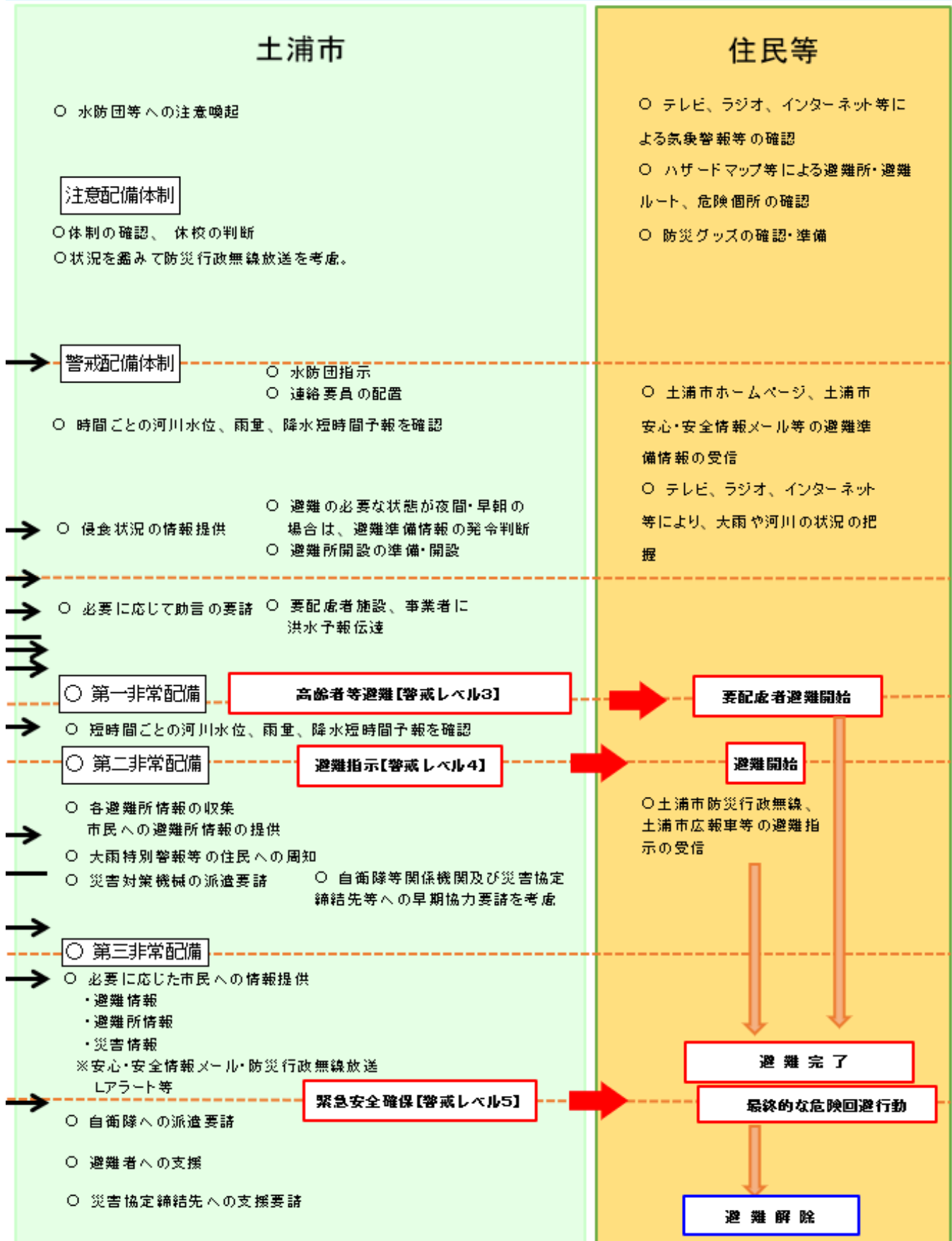
○● 被害状況の情報提供

● ホットライン

○ 災害対策機械の派遣

● ホットライン

○● ホットライン(重大災害情報)



別表 2

土浦市水害対応チェックリスト

河川水位	気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市の対応	チェック
低	<ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨、風雨、洪水等の警報が発表されたとき ・その他水防管理者が水防上必要と認めたとき 	国交省河川事務所からの情報は無し	警戒配備体制を構築する【注意配備体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災危機管理課職員は情報収集を実施する ・防災行政無線、安心安全情報メール、市HP、エリアメール、Jアラート、Lアラート等で警報発表を市民への周知を実施する 	
			警戒配備体制を強化する【警戒配備体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒配備職は参集する ・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡員を配置する(総務課職員にて) ・連絡要員は1時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ・避難所の開設を検討する ・水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する ・消防本部及び水防団に危険個所の巡視を依頼する ・道路冠水等の情報があれば、建設部及び消防本部に対処行動を依頼する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・出島水位観測所もしくは桜橋水位観測所の水位が水防団待機水位に到達したとき ・災害の発生が予想されるとき ・その他水防管理者が水防上必要と認めたとき 【霞ヶ浦(出島水位観測所)：水位1.5m】 【桜川(桜橋水位観測所)：水位4.0m】 ◀水防団待機水位▶	水防警報(待機・準備) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付		
<ul style="list-style-type: none"> ・出島水位観測所もしくは桜橋水位観測所の水位が水防団待機水位に到達したとき ・災害の発生が予想されるとき ・その他水防管理者が水防上必要と認めたとき 【霞ヶ浦(出島水位観測所)：水位1.5m】 【桜川(桜橋水位観測所)：水位4.0m】 ◀水防団待機水位▶	洪水予報(氾濫注意情報) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難【警戒レベル3】の発令を判断できる体制をとる ・直行職員に連絡待機を命じる ・避難所に派遣可能な職員を選出する ・必要に応じ、要配慮者施設、地下階事業所、大規模事業者に洪水予報(氾濫注意情報)を伝達する ・水防警報発表文に記載されている対象河川、区域を担当する水防団に対し「出動」を指示する ・水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める ・重要水防箇所や危険個所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、高齢者等避難【警戒レベル3】の発表対象地域を検討する ・高齢者等避難【警戒レベル3】の発令検討区域の地区長に状況確認及び情報伝達を行う ・避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに高齢者等避難【警戒レベル3】の発表の判断を行う ・必要に応じ、建設部及び消防本部に早期水防活動(土嚢積み等)を指示する ・高齢者等避難【警戒レベル3】発令時、防災行政無線、安心安全情報メール、市HP、エリアメール、Jアラート、Lアラート等での市民への周知を実施する ・国交省に対するリエゾン(災害対策現地情報連絡員)の派遣要請について検討する 		
	水防警報(出動) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付	ホットライン(河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する ・河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・出島水位観測所もしくは桜橋水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき ・小規模の被害が予想されるとき、又は発生したとき ・その他水防管理者が水防上必要と認めたとき 【霞ヶ浦(出島水位観測所)：水位2.5m】 【桜川(桜橋水位観測所)：水位4.5m】 ◀避難判断水位▶	洪水予報(氾濫警戒情報) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付	非常配備体制を構築する【第1非常配備体制】 【水防本部設置】 <ul style="list-style-type: none"> ・主査以上の各職員は参集する ・高齢者等避難【警戒レベル3】を発令する ・防災行政無線、安心安全情報メール、市HP、エリアメール、Jアラート、Lアラート等での市民への周知を実施する ・要配慮者施設、地下階、大規模事業者に洪水予報(氾濫警戒情報)を伝達する ・開設避難所を選定、確認を行い、避難所を開設する ・水位等の監視体制を強化し、随時河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ・避難指示【レベル4】を発令できる体制をとる(地区長確認を含む) ・重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難指示【レベル4】の発令対象地域を検討する ・避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難指示【レベル4】の発令の判断を行う 		
	水防警報(指示及び情報) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める 		
	ホットライン(河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する ・必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する ・河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する 		

河川水位	気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市の対応	チェック
 高	・出島水位観測所もしくは桜橋水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがあるとき ・中規模な被害が予想されるとき、又は発生したとき ・災害の拡大のおそれがあり、第1非常配備体制での対処が困難なとき ・その他水防管理者が水防上必要と認めたとき 【霞ヶ浦（出島水位観測所）：水位 2.6m】 【桜川（桜橋水位観測所）：水位 5.5m】 <氾濫危険水位>	洪水予報(氾濫危険情報) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付	非常配備体制を強化する【第2非常配備体制】	
			・主幹以上の職員は参集する	
			・避難指示【レベル4】を発令する （必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する）	
			・防災行政無線、安心安全情報メール、市HP、エリアメール、Jアラート、Lアラート等での市民への周知を実施する	
			・要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達する	
			・迅速な水防活動の開始（土嚢作成、危険箇所への職員配置）	
			・避難所直行職員と情報交換し、必要物品及び避難者数を随時確認する	
			・水防活動の長期化を考慮し、職員交代での休憩計画を立てる	
		・必要に応じ、近隣市町村への応援を要請する		
		・必要に応じ、災害協定締結先に対し応援を要請する		
		ホットライン(河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	・必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する ・リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する	
		水防警報(指示及び情報) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付	・水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
・出島水位観測所もしくは桜橋水位観測所の水位が計画高水位に到達した場合や到達するおそれがあるとき ・市内に大規模な被害が予想されるとき、又は発生したとき ・その他水防管理者が水防上必要と認めたとき 【霞ヶ浦（出島水位観測所）：2.85m】 【桜川（桜橋水位観測所）：6.66m】 <計画高水位>	洪水予報(氾濫危険情報) ※防災危機管理課によりメール、FAXにより送付	非常配備体制を強化する【第3非常配備体制】		
		・全職員参集		
		・要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達する		
		・各避難所の状況把握及び避難者数の把握を行う ・水防活動状況の把握と各種応援要請を行う		
	ホットライン(河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	・住民に対し随時、防災行政無線、安心安全情報メール、市HP、エリアメール、Jアラート、Lアラート等での情報提供を行う ・必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する		
	水防警報(指示及び情報) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付	・リエゾンを通じ、河川事務所に支援を要請する		
堤防の決壊等による氾濫が発生したとき	洪水予報(氾濫発生情報) ※総務部総務課にメール、FAXにより送付	・氾濫シミュレーションの結果等を確認し、緊急安全確保【レベル5】を発令する		
		・住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する		
		・水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。		
	ホットライン（河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	・水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する		
	水防警報(状況) ※防災危機管理課にメール、FAXにより送付	・要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報（氾濫発生情報）を伝達する		
ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	・氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する			

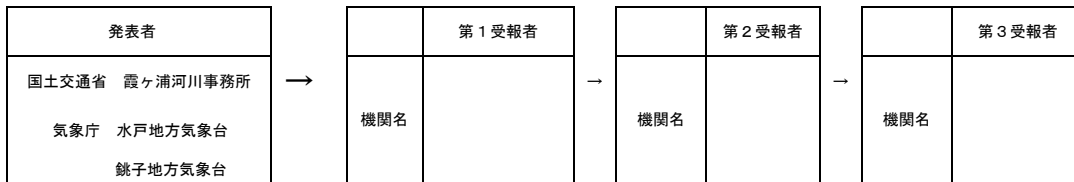
別表 3

消防団による警戒等指定区域及び要領

担当分団名	指定区域
第 22 分団（中高津 2 丁目）	桜川上流のつくば市境界線から学園大橋までの右岸
第 23 分団（上高津）	学園大橋から下流土浦橋までの桜川右岸及びその地区の備前川
第 21 分団（下高津 2 丁目）	土浦橋から下流霞ヶ浦までの桜川右岸及びその地区の備前川
第 6 分団（小松 2 丁目）	蓮河原新町地先から大岩田地先霞ヶ浦及びその地区の備前川
第 4 分団（大手町）	下坂田・虫掛境界地点から下流学園大橋までの左岸
第 3 分団（大町）	学園大橋から下流銭亀橋までの桜川左岸
第 1 分団（大和町）	銭亀橋から下流霞ヶ浦までの桜川左岸
第 2 分団（川口 1 丁目）	湖北二丁目、川口二丁目、港町一・二・三丁目地先及び陸閘設置場所
第 16 分団（手野町）	木田余揚水機場から田村町揚水機場までの霞ヶ浦及び境川
第 17 分団（沖宿町）	田村揚水機場からかすみがうら市境界付近までの霞ヶ浦
第 39 分団（田土部）	つくば市境界から桜橋までの桜川左岸
第 37 分団（高岡沖）	桜橋から栄利橋までの桜川左岸
第 38 分団（藤沢新田）	栄利橋から虫掛までの桜川左岸
第 33 分団（上坂田）	〃
第 34 分団（下坂田）	〃

- ※（１）分団長等は、警戒配置を完了したときは、出動人員、警戒班の数、連絡場所等を水防本部に報告するものとする。
- （２）警戒にあたる分団は、3 名以上をもって班を編成し、伝令用自転車又はバイク等により、指定区域内を巡視し、予想される危険箇所には監視員を置き、堤防、水門等に異常を発見したときは、直ちに水防本部に報告するとともに、緊急の必要があるときは応急処置を施すものとする。
- （３）水防資器材の輸送は、消防車両等を利用し指定区域外の分団がこれにあたる。なお、第 13 分団（並木三丁目）、第 14 分団（今泉町）、第 15 分団（神立中央一丁目）、第 24 分団（右靱）、第 36 分団（高岡根）、第 31 分団（藤沢二区）及び第 35 分団（藤沢）は出場下命時に、小型車両各 3 両を借り上げ出動するものとする。
- （４）上記以外であっても、全分団は担当区域の局所的水害に対応し、水防管理者が必要と認めた場合は、担当区域外の水防活動に従事するものとする。

別表 4



文例

霞ヶ浦・北浦 氾濫警戒情報

霞ヶ浦・北浦洪水予報第〇号

洪水注意報(発表)

〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

霞ヶ浦河川事務所・水戸地方気象台・銚子地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】霞ヶ浦・北浦では、避難判断水位に到達し、
今後、氾濫危険水位に達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】霞ヶ浦の出島水位観測所(かすみがうら市坂)では、〇日〇時〇分頃に、「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、霞ヶ浦(西浦)の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨 量)

〇〇により1時間に△△ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇時〇〇分～〇〇日〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇時〇〇分～〇〇日〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
霞ヶ浦	240ミリ	30ミリ

(水 位)

霞ヶ浦・北浦の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		レベル			
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
出島 水位観測所 (かすみがうら市)	〇〇日 〇〇:〇〇	2.42 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.44 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.46 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.48 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.50 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.52 -	[Progress bar]			
白浜 水位観測所 (行方市)	〇〇日 〇〇:〇〇	2.41 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.43 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.45 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.47 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.49 -	[Progress bar]			
	〇〇日 〇〇:〇〇	2.51 -	[Progress bar]			
〇〇日 〇〇:〇〇	2.53 -	[Progress bar]				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を案分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位を案分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

観測所名	出島水位観測所	白浜水位観測所
	かすみがうら市	行方市
レベル4 氾濫危険水位※	2. 6 0	2. 6 0
レベル3 避難判断水位※	2. 5 0	2. 5 0
レベル2 氾濫注意水位	2. 1 0	2. 1 0
レベル1 水防団待機水位	1. 5 0	1. 5 0
受け持ち区間	常陸利根川 左岸 茨城県潮来市永山字葭場 170 番 1 地先から外浪逆浦合流地点 右岸 茨城県潮来市永山字向津 65 番 3 地先から外浪逆浦合流地点	常陸利根川 左岸 外浪逆浦から利根川合流点 (常陸川水閘門) 右岸 外浪逆浦から利根川合流点 (常陸川水閘門)
	霞ヶ浦 (西浦) 左岸 茨城県石岡市から茨城県潮来市 中岸 茨城県石岡市から茨城県土浦市 右岸 茨城県土浦市から茨城県潮来市	北浦 左岸 茨城県銚田市から茨城県鹿嶋市 右岸 茨城県銚田市から茨城県潮来市
		鰯川 左岸 茨城県鹿嶋市大字大船津 2340 番 1 地先から常陸利根川合流点 右岸 茨城県潮来市洲崎 332 番地先から常陸利根川合流点
	氾濫が発生した場合の浸水想定区域	茨城県土浦市地区 茨城県石岡市地区 茨城県潮来市地区 茨城県稲敷市地区 茨城県かすみがうら市地区 茨城県行方市地区 茨城県小美玉市地区 茨城県稲敷郡美浦村地区 茨城県稲敷郡

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp	
水害リスクライン	https://frl.river.go.jp	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省霞ヶ浦河川事務所調査課

電話：029-963-2415

気象関係：気象庁水戸地方気象台技術課

電話：029-224-1105

気象庁銚子地方気象台技術課

電話：049-722-0074

別表5 洪水予報文例集

(タイトル)

- ○○○ 氾濫注意情報
- ○○○ 氾濫警戒情報
- ○○○ 氾濫危険情報
- ○○○ 氾濫発生情報
- ○○○ 氾濫発生情報（氾濫水の予報）
- ○○○ 氾濫注意情報（警戒情報解除）
- ○○○ 氾濫注意情報解除

(発表区分)

- 洪水注意報（発表）
- 洪水注意報
- 洪水警報（発表）
- 洪水警報
- 洪水注意報（警戒解除）
- 洪水注意報解除

(見出し)

- 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】○○○では、氾濫注意水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み
- 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】○○○では、当分の間、氾濫注意水位付近の水位が続く見込み
- 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】○○○では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み
- 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕に引下げ】○○○では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み
- 【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】○○○では、当分の間、避難判断水位付近の水位が続く見込み
- 【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】○○○では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み
- 【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】○○○では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み
- 【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】○○○では、今後、氾濫危険水位に到達する見込み
- 【警戒レベル3相当情報〔洪水〕に引下げ】○○○では、氾濫危険水位を下回る
- 【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】○○○では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み
- 【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】○○○では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり
- 【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】○○○では、(堤防決壊による)氾濫が発生中
- 【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】○○○では、(堤防決壊による)氾濫が発生
- 【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】○○○では、(堤防決壊による)氾濫が続く
- 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕に引下げ】○○○では、避難判断水位を下回る
- では、氾濫注意水位を下回る

(主文) 抜粋

- 【警戒レベル2相当】○○○の○○水位観測所(○○市○○)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
- 【警戒レベル2相当】○○○の○○水位観測所(○○市○○)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。
- 【警戒レベル3相当】これは、高齢者避難等の発令の目安です。○○○の○○水位観測所(○○市○○)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
- 【警戒レベル3相当】これは、高齢者避難等の発令の目安です。○○○の○○水位観測所(○○市○○)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○○では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動を撮ってください。
- 【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者避難の発令の目安に引下げます。○○○の○○水位観測所(○○市○○)では、「氾濫危険水位」を下回りました。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
- 【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。○○○の○○水位観測所(○○市○○)では、「氾濫危険水位」に到達しました。○○○では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
- 【警戒レベル5相当】災害が発生しています。○○では、○○市▲▲地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自の安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
- 【警戒レベル2相当に引下げ】○○○の○○水位観測所(○○市○○)では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

流域	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量の見込み
○○○	○○ミリ	○○ミリ

(水位)

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○○市)	○○日 ○○:○○の状況	-				
	○○日 ○○:○○の予測	-				
	○○日 ○○:○○の予測	-				
	○○日 ○○:○○の予測	-				

水位のグラフは各水位間を案分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を案分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位 (m) 又は流量 (m³/s))

観測所名	○○○水位観測所	
	○○○市	
レベル4 氾濫危険水位※	○. ○	
レベル3 避難判断水位※	○. ○	
レベル2 氾濫注意水位※	○. ○	
レベル1 水防団待機水位	○. ○	
受け持ち区間	○○○ 左岸 ○○県○○市から △△県△△市 右岸 ○○県○○市から △△県△△市	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	○○県○○市、 △△県△△市、	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫水位を避難判断水位・氾濫水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要もふくめて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
		http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/ http://i.river.go.jp/

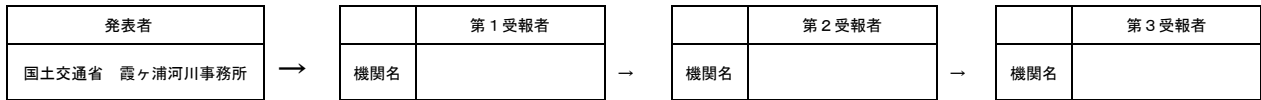
問合せ先

水位関係：国土交通省霞ヶ浦河川事務所調査課
気象関係：気象庁水戸地方気象台技術課

電話：029-963-2415
電話：029-244-1105

別表 6

桜川洪水予報文例



例（内容は別表5に準じる）

利根川水系桜川 氾濫注意情報

利根川水系桜川洪水予報第〇報
洪水注意報（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
茨城県・水戸地方气象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】利根川水系桜川では、氾濫注水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】桜川の桜橋（田土部）水位観測所（土浦市）では、〇月〇日〇時〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
桜川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

利根川水系桜川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
桜橋（田土部） 水位観測所 （土浦市）	〇日〇時〇分の状況	***-				
	〇日〇時〇分の予測	***-				
	〇日〇時〇分の予測	***-				
	〇日〇時〇分の予測	***-				

水位のグラフは各水位間を案分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を案分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(参考資料)

（単位：水位（m）又は流量（m³/s））

観測所名	桜橋水位観測所	
	土浦市	
レベル4 氾濫危険水位※	5.50	
レベル3 避難判断水位※	4.50	
レベル2 氾濫注意水位※	4.30	
レベル1 水防団待機水位	4.00	

受け持ち区間	桜川 左岸 土浦市田土部 629-1 番地 (桜橋下流端)から 霞ヶ浦流入地点まで 右岸 つくば市栗原 325-5 番地 (桜橋下流端)から 霞ヶ浦流入地点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	茨城県つくば市〇〇地区、 茨城県つくば市△△地区、 ・ ・ ・ 茨城県土浦市〇〇地区、 茨城県土浦市△△地区、 ・ ・ ・		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位に換算したです。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要もふくめて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/ http://i.river.go.jp/	

問合せ先

水位関係： 茨城県 土木部河川課
気象関係： 気象庁 水戸地方気象台

電話：029-301-4490
電話：029-224-1105

〇〇川 避難判断水位情報

〇〇年〇〇月〇〇日△△：△△
茨城県土浦土木事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]

〇〇川は、〇〇時に、〇〇水位観測局で、避難判断水位△△、△mに達しました。

〇〇水位観測局では、●●時～〇〇時の1時間間に、約▲m
水位が上昇しました。

計画高水位まであと△mとなっており、今後とも水位の上昇が
見込まれます。

(参考) 〇〇川 〇〇水位観測局 (□□市■●)

計画高水位 〇〇. 〇m

避難判断水位 △△. △m

氾濫危険水位 □□. □m

問い合わせ先
〇〇土木事務所 △△課
Tel 0××-××-××××

別表8

文 例

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇河川事務所発表

【現 況】

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市●●）の水位は、
〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇. 〇〇mです。

△△△水位観測所の水位は（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）（に達し、を越え、を下回り）（上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）

または

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）（を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。）

【被害状況】

（自由に記入）

【発 表】

水防機関は出動してください。

【特 記】

（自由に記入）

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△			○	
□□□□□				

（参考）

〇〇川△△△水位観測所（〇〇市〇〇）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇〇〇番〇〇地先～◇◇川合流点、〇〇川右岸：〇〇市〇〇〇〇番〇〇地先～◇◇川合流点）

問い合わせ先

国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：0000-00-0000（内線）000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別表10

		第	号
		令和	年 月 日
茨城県知事	殿		
		土浦市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）			
令和	年	月	日付
号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。			
記			
1 撤収要請理由			
2 撤収期日			
	令和	年	月 日 時 分
3 その他必要事項			

(4) (河川施設災害・水防活動・一般被害・避難) 状況報告書

水防管理団体名		月 日 時 分現在	
河川施設災害状況	位置	()川 (左, 右) 岸 () km (上, 下) () m () 地先	一般被害の有無等 () 市町村 () 日 () 時 () 分発表表,
	種別	はっきりしない場合 目標物 () から (上, 下) 流へ約 () m	流出 家屋 () 死者 () 人
	現象	堤防, 高水敷, () 水門・樋管, ()	床上浸水 () 行方不明 () 人
	災害規模	亀裂, 漏水, 法崩れ, 越水, 破堤, 洗掘, 破損 ()	床上浸水 () 負傷者 () 人
水防活動状況	災害規模	① 延長 () m, ② 幅 () m, ③ 箇所数 () ヶ所 ④ 漏水量 (多, 少), ⑤ 越水深 () m, ⑥ 調査中「 () 」 ⑦ ()	避難の有無等 () ha
	作業状況	作業実施開始, 作業実施中, 作業完了, 調査中「 () 」	避難の有無等 () 有, 無, 不明, 調査中「 () 」
	開始日時	() 日 () 時 () 分	() 市町村 () 日 () 時 () 分避難命令発令 () 地区の住民約 () 名 () 場所へ避難 () 地区の住民約 () 名が () 場所に孤立状態で () が救援中
	完了日時	() 日 () 時 () 分	その他
水防活動状況	水防工法	木流し, むしろ張り, シート張り, 土のう積, 月の輪, 五徳縫い, 折返し, 釜段工 その他 ()	第1報告者 () 氏 第2報告者 () 氏
	施行規模	水防団 () 人 () 人 () 人 () 人 消防団 () 人 () 人 () 人 () 人 [国土交通省 () 協力業者] [県・市町村 () 人 () 人 () 人]	第1受報者 () 氏 第2受報者 () 氏
	作業人員	() 人 () 人 () 人 () 人	() 土木事務所 () 土木事務所 () 土木事務所 () 土木事務所
	応援の有無	有, 無 所見	() 河川課 () 河川課

注) 1. 本情報は水防管理団体が情報を受けた時, 直ちに本様式にもつき土木事務所等に連絡すること。
2. 各項目において, 調査中の場合は次回報告見込み日時を各々の「 () 」欄に記入し, 伝達すること。

別表12

出水概況

都道府県： _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

水系名・河川名	水系	川	水系	川	水系	川
左右岸・距離標	(左・右)岸	k~	k~	k~	(左・右)岸	k~
地名	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
発生日時	令和	年	月	日	令和	年
出水の概況	時	分	時	分	時	分

水系名・河川名	水系	川	水系	川	水系	川
左右岸・距離標	(左・右)岸	k~	k~	k~	(左・右)岸	k~
地名	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
発生日時	令和	年	月	日	令和	年
出水の概況	時	分	時	分	時	分

※各都道府県は情報を入手したら(部分的情報でも)直ちに治水課に報告すること

↓	発信	令和	年	月	日	時	分	発信者
	受信	令和	年	月	日	時	分	受信者

破堤・越水等重大災害状況

都道府県： _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

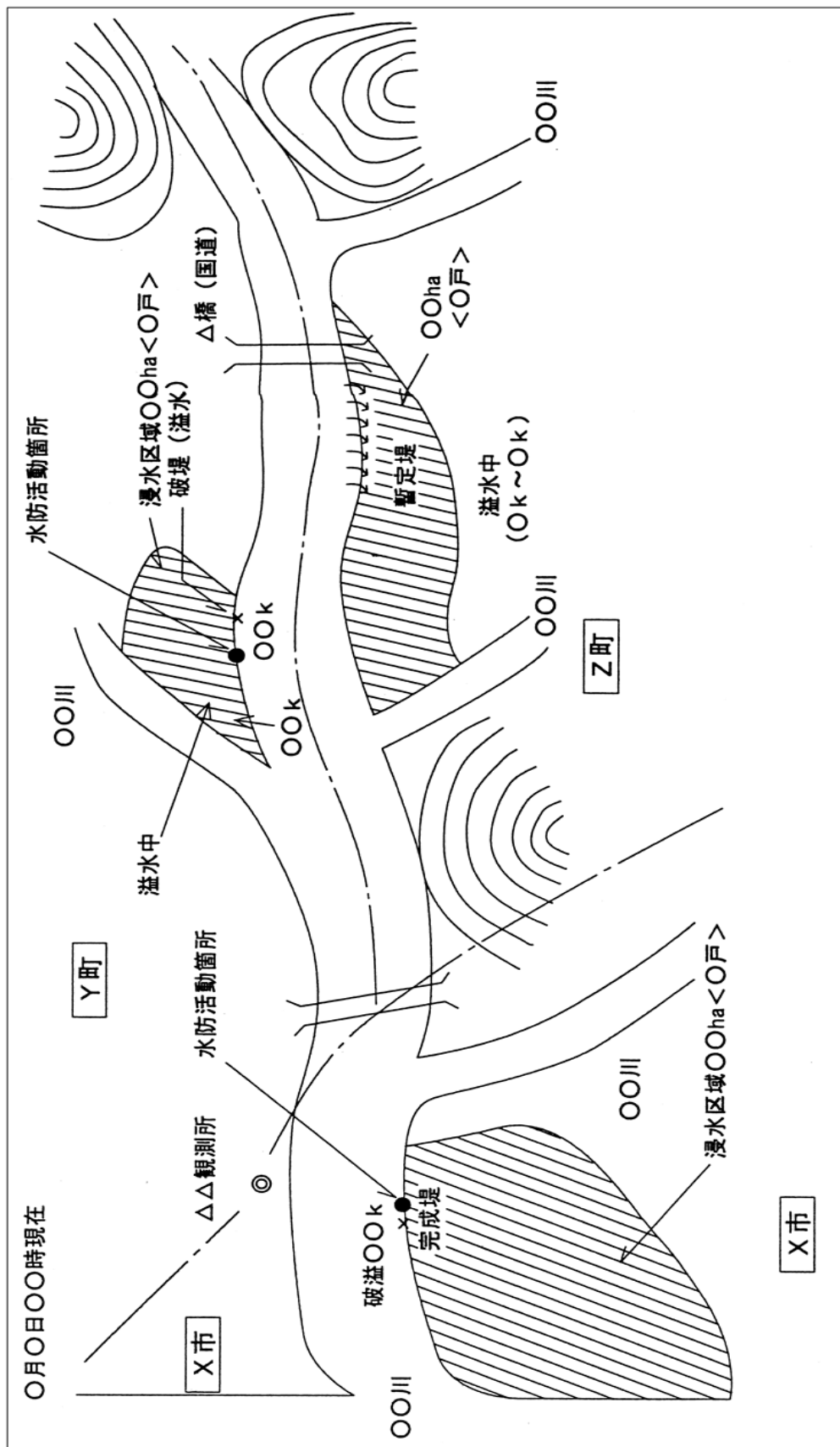
水系名	水系	河川名	避難状況	
左右岸	(左, 右) 岸	距離	k ~ k	付近地区の住民
地名	都道府県	区市町村	町村	地区の住民
発生日時	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分			避難(報告・命令)発令へ避難
出水状況	観測所 (岸, k, 市町村) 現水位: m	観測所 (市町村) 総雨量: mm	時間最大: mm	水防団 名が 日 時 分 地先に出動
	HWL 警戒水位 最高水位 破堤水位 水位状況 ↑・↓	観測所 (市町村) 総雨量: mm	時間最大: mm	
破堤・越水状況	(破堤, 越水, 浸水,) を _____ 日 _____ 時 _____ 分確認した			
氾濫・越水状況	破堤原因は _____ 越水, 越水以外 ()			
	破堤・越水の原因は ()			
	破堤・越水延長 _____ m			
	破堤状況 (大幅に拡大の見込み, 拡大中, 小規模にとどまる見込み)			
被害状況	市町村	日	時	分
	流出家屋	戸	死者	人
	床上浸水	戸	行方不明者	人
	床下浸水	戸	負傷者	人
	浸水面積:	ha		
	自衛隊出動状況			
	河川管理者の対応			
	県知事は _____ 日 _____ 時 _____ 分 自衛隊に出動を要請した			
	(活動内容)			

※各都道府県は情報を入手したら (部分的情報でも) 直ちに治水課に報告すること

↓	発信者	受信者
	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

破堤・氾濫状況図

・現在入手している情報を既存の図面に記入し作成する。作成例を以下に示す。



↓	発信者	受信者
	令和 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 時 分

別表15

<h2 style="text-align: center;">水防活動実施報告書</h2> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 作成責任者</p>									
出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵					居住者の出動状況			
	な わ					居住者の出動状況			
	丸 太					居住者の出動状況			
	その他					居住者の出動状況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること									